# 第４章　施策の展開

# １．住み慣れた地域で安心して生活できるまちづくり

## （１）地域包括ケアシステムの深化・推進

### ①　地域包括支援センター事業の効率・効果的な実施

**事業内容**

地域包括支援センターは、南丹市社会福祉協議会への委託により、市内４箇所（旧町ごと）に事務所を設置し、地域高齢者の実態把握、介護予防の推進、高齢者やその家族への総合的な相談や権利擁護のための取り組みを行っています。

主な業務として、①総合相談支援、②虐待の早期発見・防止などの権利擁護、③包括的・継続的ケアマネジメント支援、④介護予防ケアマネジメント、⑤指定介護予防支援事業所として要支援認定者のケアマネジメントを実施するという機能を担い、地域住民の心身の健康保持及び生活安定のために必要な援助を行うことにより、包括的支援事業を一体的に実施する中核的機関としての役割を持っています。また、地域包括ケアシステムを深化、推進するにあたり、地域ケア推進会議や地域ケア個別会議の役割の重要性も高まっています。

地域包括支援センターの担う業務の件数は、高齢者人口の増加などにより年々増加傾向にあり、その内容も複雑・多様化しているため、引き続ききめ細やかな対応を行うためには人員配置等について再度検討する必要があります。

平成 30 年度より「認知症総合支援事業」を推進するにあたり、地域包括支援センター内に認知症地域支援推進員を１名配置し、生活支援コーディネーターとの連携により地域の高齢者支援施策の体制強化を図ります。

引き続き市と社会福祉協議会において緊密な連携を図りながら事業を実施するとともに、今後の地域包括支援センターの運営方法（市直営方式・委託方式・基幹型センターの設置等）や、人員体制の整備（有資格の市職員配置）などの課題について、地域包括支援センター運営協議会において検討・協議し、地域包括支援センター事業の効率的・効果的な実施を図ります。

## ② 相談支援体制の充実

**事業内容**

年々相談内容が多様化・複雑化・専門化してきている中で、地域包括支援センターは高齢者の何でも相談できる窓口として市民への周知を進めてきました。高齢者本人や家族、地域の人などからのさまざまな相談を受け、各機関と連携を図りながら、相談機能の充実・強化を図ります。

また、認知症高齢者は増加傾向にあり、それに伴い認知症に対する相談件数も増えており、専門的に対応する認知症地域支援推進員の配置や、認知症初期集中支援チーム「オレンジチームなんたん」の活動等により、認知症の人の意思を尊重しながら、早期診断や早期対応に向けた支援につなげ、より専門的な相談体制も充実・強化していきます。

**〈実績と目標〉**

| 指　標 | 実　績 | | | 計　画 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 2015年<br>(平成27年)度 | 2016年<br>(平成28年)度 | 2017年<br>(平成29年)度<br>(見込み) | 2018年<br>(平成30年)度 | 2019年<br>(平成31年)度 | 2020年 |
| 相談件数 | 764件 | 791件 | 814件 | 838件 | 863件 | 888件 |

## ③ 地域ケア会議の推進

**事業内容**

医療、介護の専門家や地域団体など多職種の関係者が協働して、個別課題や地域課題を共有するとともに、高齢者の自立支援等について検討、推進する地域ケア会議を開催します。また、これらの関係者が集まることで、地域支援ネットワークを構築し、地域づくりや資源開発、政策形成を行います。

地域ケア会議は、テーマにより市全域、または、旧町単位で開催します。

また、一人ひとりの課題について協議する地域ケア個別会議では、個々の対象者について解決すべき課題の顕在化と具体的な支援策を検討するため、本人や家族、ケアマネジャー、地域包括支援センター、医療機関、介護サービス事業所、地域（自治会長、民生児童委員、近隣者等)、警察など必要に応じ招集し、開催することにより、個別ケースに対応しています。地域ケア個別会議の結果を踏まえ、地域包括支援センターでは、個人の課題の共有・仕分けを行い、地域課題を優先順位化し、緊急性、重要度、事業化への適性等を考慮し、それらを取りまとめて、地域ケア会議において、地域の課題を解決するための検討や、既存事業の再構築、新たな事業の提案などにつなげていきます。

**〈実績と目標〉**

| 指　標 | 実　績 | | | 計　画 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 2015年<br>(平成27年)度 | 2016年<br>(平成28年)度 | 2017年<br>(平成29年)度<br>(見込み) | 2018年<br>(平成30年)度 | 2019年<br>(平成31年)度 | 2020年 |
| 地域ケア個別会議 | 38回 | 37回 | 40回 | ― | ― | ― |
| 地域ケア会議 | 3回 | 2回 | 2回 | 2回 | 3回 | 3回 |

## ④　地域のネットワークの充実・強化

**事業内容**

地域のネットワークは、虐待防止、防犯・防災、認知症対策などの施策を展開する上で、また高齢者の自立した生活を支える上で、あらゆる場面で重要となります。

これまでも、地域ケア会議、社会福祉協議会主催の地域別懇談会などの各会議や委員会、検討会、協議体などの運営・開催から、またサロンなどをはじめとした住民同士のつながりの強化や、ふれあい委員による訪問まで、幅広いネットワークづくりを行ってきました。

また、定期的に高齢者宅を訪問する機会がある事業者と市、社会福祉協議会との三者により「見守り協定」を締結し、日常生活の中でひとり暮らし高齢者等の異変の察知や、連絡体制を整備することにより高齢者の見守り体制の充実を図ってきました。

今後さらに、高齢者のひとり暮らし世帯や認知症高齢者が増えていくと見込まれる中で、民生児童委員、自治会、老人クラブ、ボランティア団体、社会福祉協議会、医療機関など高齢者を取り巻く地域組織等との連携を強化し、「地域ぐるみの見守り体制」の充実を図ります。

## （２）高齢者の尊厳を守る権利擁護の推進

### ①　高齢者虐待防止対策の推進

**事業内容**

**１）高齢者虐待に関する正しい理解の促進**

家族等による虐待や介護施設従事者等による虐待などを防止するために、虐待に関する知識の普及や介護者への負担軽減に向けた取り組みを行います。

**２）虐待の未然防止、早期発見・早期対応**

虐待の未然防止をはじめ、早期発見・早期対応ができるよう、地域包括支援センターを中心に関係機関と連携を図ります。

また、高齢者虐待防止マニュアルの見直しを行い、関係者が迅速に対応できるよう改善しました。これに基づき、事案に応じて関係者との連携、ケース会議を行い高齢者や養護者に対する相談、指導、助言等を実施します。さらに、早期対応のシミュレーションを実施し対応機能の向上に努めます。

**３）被虐待高齢者に関する事業**

虐待を受けた高齢者については必要に応じて緊急一時保護を行うとともに、虐待をした人と受けた人それぞれの心のケアに努めます。ケースによっては、地域包括支援センターの職員や保健師の訪問により心のケアを行います。

## ② 権利擁護の推進

**事業内容**

**１）権利擁護事業の推進**

成年後見制度は、認知症や障がいによって、判断能力が十分でない高齢者が地域で自立した生活ができるように専門的・継続的な視点から支援を行うものです。

地域包括支援センターを中心として、相談業務や関係機関との連携の中で支援の必要な方のサポートに努めつつ、このような権利擁護の制度があることを広く市民に周知・啓発を行っていきます。

そして、身寄りがない場合や、親族の協力が得られない場合など当事者による申立てが期待できない認知症高齢者等に対し、この制度の適切な利用を可能とするため、市長が申立人となる制度（成年後見制度利用支援事業）を活用していきます。さらに、一定条件のもと、成年後見制度の利用にかかる費用負担が困難である人に対して助成を行います。

本人の判断能力や生活状況を踏まえ、福祉サービス利用援助事業や成年後見制度の利用を円滑に行える支援体制を整え、市民や関係機関と連携し、成年後見制度を利用しやすい体制の構築に努めます。

**２）老人保護措置制度の活用**

家庭で家族等から虐待を受けている人や、環境や経済的な理由により自宅で生活することが困難な高齢者、認知症等の理由により意思能力が乏しく、かつ本人を代理する家族等がいない場合の高齢者に対して、市町村が職権を持って必要な介護サービスを提供する制度として、老人福祉法による措置制度があります。

制度が適切に活用されるよう、地域包括支援センターやケアマネジャー、民生児童委員、サービス提供事業所等と連携しながら、事案の的確な把握と事実確認をはじめ、措置決定などの流れを適切かつ迅速に行うことができる体制の強化に努めます。

**３）「人権の尊重」に根ざした福祉のまちづくりの推進**

ユニバーサルデザインによる社会を目指すため、誰もが利用できる施設整備の推進に加え、「こころのバリアフリー」の普及啓発に努め、人にやさしい「福祉のまちづくり」を推進します。

**〈実績〉**

| 指　　標 | 実　　績 | | |
|---|---|---|---|
| | 2015 年<br>（平成 27 年）度 | 2016 年<br>（平成 28 年）度 | 2017 年<br>（平成 29 年）度<br>（見込み） |
| 成年後見制度<br>市長申立て | ３件 | ３件 | ２件 |

## （３）福祉サービスの充実

### ①　在宅福祉・介護予防・生活支援サービスの充実

**事業内容**

**１）外出支援サービス事業**

一般の公共交通機関を利用することが困難な高齢者や心身に障がいがある人に対し、送迎用車両（リフト付等）を使用して医療機関及び院外薬局への送迎を行います。

**２）訪問理美容サービス事業**

寝たきり高齢者等の清潔保持とリフレッシュのために、居宅で理美容サービスが受けられるよう、理美容師の出張に要する費用の一部を助成します。

**３）あんしん見守りシステム事業**

固定電話の回線に双方向通信装置を設置することで、24 時間 365 日専門スタッフが常駐するセンターとつながり、事前に登録いただいた近隣協力員の協力を得ながら緊急時の対応や日常の健康に関する相談等を行うことができるシステムで設置の補助を行っています。

**４）老人日常生活用具給付事業**

心身機能の低下に伴い防火等の配慮が必要なひとり暮らし高齢者等に対し、日常生活用具の給付等を行い、日常生活の便宜を図ります。

**５）高齢者等除雪対策事業**

自力で除雪が困難な高齢者世帯等に対して、敷地内の歩行を可能とする除雪、住居屋根の雪下ろし作業に対する費用の一部を助成します。

**６）食の自立支援サービス**

ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯、または心身に障がいがある人で調理が困難な人を対象に食事を定期的に提供するとともに、配達時には利用者の安否確認を行います。

**７）はり・灸・マッサージ施術費補助事業**

市内の視覚障がい者の経営する施術院で、はり・灸・マッサージの施術を受けた時に、その費用の一部を助成します。

**８）住宅改修支援事業**

住宅改修に関する相談助言・情報提供・連絡調整等の実施、住宅改修費の支給申請にかかる書類の作成経費の助成を行います。

**９）訪問型サービス**

①訪問介護相当サービス

介護予防訪問介護サービスを利用していた方でサービス利用が引き続き必要な方、認知機能の低下や退院直後等により訪問介護員によるサービスが必要な方が訪問介護を利用できるように、地域包括支援センター、ケアマネジャー・事業所等が連携して円滑に利用できるように実施し、在宅での生活を支援していきます。

②訪問型サービスＡ　（くらし安心サポート事業）

加齢等により負荷のかかる動作が困難である方に対し、掃除、食事の準備、買い物等の生活維持のために必要な支援をしていきます。

③その他

市民主体の自主活動としてボランティア等を活用して日常でのちょっとした支援を行う訪問型サービスＢを含めた多様なサービスの構築に向け、引き続き、生活支援コーディネーターとの連携を密にし、市民のニーズの把握に努め、協議体の中でサービス構築に向けた検討をしていきます。

**10）通所型サービス**

①通所介護相当サービス

介護予防通所介護サービスを利用していた方でサービス利用が引き続き必要な方、集中的に生活機能の向上のトレーニングを行うことで改善・維持が見込まれる方に、これまでの予防給付の基準を基本に通所介護を実施します。

②その他

多様なサービスの構築に向け、引き続き、生活支援コーディネーターとの連携を密にし、市民のニーズの把握に努め、協議体の中でサービス構築に向けた検討をしていきます。多様なサービスとしては、次のサービスの実施が考えられます。

・通所型サービスＡ：緩和した基準によるサービスで、運動・レクリエーションなどを提供し、要支援者の状態等を踏まえながらサービスを実施。
・通所型サービスＢ：市民主体による支援を取り入れた事業で、体操、運動等の活動など自主的な通いの場として提供。本市としては今後、体操・運動等の活動など自主的な通いの場への支援方法を検討する。

**〈実績〉**

| 指　標 | | 実　績 | | |
|---|---|---|---|---|
| | | 2015年（平成27年）度 | 2016年（平成28年）度 | 2017年（平成29年）度（見込み） |
| 1）外出支援サービス | 件数 | 11,956件 | 10,516件 | 10,015件 |
| | 実利用人数 | 435人 | 347人 | 333人 |
| 2）訪問理美容サービス | 件数 | 56件 | 56件 | 60件 |
| | 実利用人数 | 14人 | 14人 | 15人 |
| 3）あんしん見守りシステム | 新規設置申請 | 20台 | 15台 | 15台 |
| | トータル設置件数 | 103台 | 105台 | 108台 |
| 4）老人日常生活用具給付事業 | 件数 | 0件 | 3件 | 3件 |
| 5）高齢者等除雪対策事業 | 延件数 | 86件 | 438件 | 350件 |

| 指　　標 | | 実　　績 | | |
|---|---|---|---|---|
| | | 2015年（平成27年）度 | 2016年（平成28年）度 | 2017年（平成29年）度（見込み） |
| 6）食の自立支援サービス | 延提供食数 | 32,488食 | 31,889食 | 32,375食 |
| | 利用者数 | 141人 | 183人 | 185人 |
| 7）はり・灸・マッサージ施術費補助事業 | 件数 | 271件 | 221件 | 224件 |
| 8）住宅改修支援事業 | 件数 | 13件 | 10件 | 10件 |
| 9）①訪問介護相当サービス | 延利用人数 | — | — | 840人 |
| 9）②くらし安心サポート事業 | 延利用人数 | — | — | 72人 |
| 10）通所介護相当サービス | 延利用人数 | — | — | 1,320人 |

## ② 家族介護支援

**事業内容**

**1）介護用品支援事業**

在宅で要介護４及び５に認定されている高齢者を介護している家族に対して、紙おむつや尿とりパット等の購入費を一定の条件のもとに助成します。

**2）家族介護者交流事業**

在宅で寝たきりや認知症の高齢者等を常時介護している介護者を対象に、介護者の心身の元気回復を図るため、講演会や介護者交流会を開催するなど、介護者同士の交流を深めていきます。また、より多くの方が参加しやすい形態を模索していきます。

**3）家族介護慰労事業**

在宅で重度の要介護者を介護している家族を対象に一定の要件を満たす場合に慰労金を支給します。また、家族介護者や介護に関心のある人が集い、定期的な情報交換や意見交換を行う自主的な活動に対して支援を行います。

**〈実績と目標〉**

| 指　　標 | 実　　績 | | | 計　　画 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 2015年(平成27年)度 | 2016年(平成28年)度 | 2017年(平成29年)度(見込み) | 2018年(平成30年)度 | 2019年(平成31年)度 | 2020年 |
| 1）支給利用者数 | 14名 | 18名 | 20名 | 22名 | 24名 | 26名 |
| 2）回数 | 1回 | 1回 | 1回 | 1回 | 1回 | 1回 |
| 延参加者数 | 25名 | 17名 | 20名 | 23名 | 26名 | 29名 |
| 3）家族介護者慰労金 | 10件 | 13件 | 15件 | ― | ― | ― |
| 寝たきり・認知症老人等介護手当支給費 | 0件 | 1件 | 1件 | ― | ― | ― |
| 家族介護者の会活動助成 | 4団体 | 4団体 | 4団体 | 4団体 | 4団体 | 4団体 |

## ③　施設サービスの充実

**事業内容**

**１）　養護老人ホーム**

65 歳以上の高齢者であって、環境上の理由や経済的な理由により在宅での生活が困難な高齢者が入所するための施設として養護老人ホームが整備されています。

本市内に整備されている養護老人ホームは、外部サービス利用型施設であるため、特定施設サービス計画に基づき、介護サービス事業所の提供するサービスを受けることができます。

今後も入所者のニーズに合ったサービス提供に努めます。

**２）軽費老人ホーム（Ａ型・Ｂ型）**

家庭環境、住宅事情等により在宅での生活が困難な高齢者が、低額で利用できる施設です。Ａ型は収入が利用料の２倍程度以下であること、Ｂ型は、食事の提供がなく自炊ができることという入所の条件があります。

今後も、自立生活がやや困難な高齢者が、少ない費用負担で見守りや食事のサービス提供を受けることができ、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう介護保険の在宅サービスと連携を図りながらサービスの提供に努めます。

**３）軽費老人ホーム（ケアハウス）**

高齢者の居住性とケアに配慮し、自立した生活を確保するための施設です。

今後も介護保険の在宅サービスとの連携を図りながら、サービス提供に努めます。

また、「高齢者あんしんサポートハウス」については、現在、園部地内に 30 人定員の施設が整備されていますが、さらに 30 人定員を増設し、施設サービスの充実を図ります。（平成 32 年度整備予定）

**４）サービス付き高齢者向け住宅（サ高住・サ付き）**

高齢者円滑入居賃貸住宅（高円賃）、高齢者専用賃貸住宅（高専賃）、高齢者向け優良賃貸住宅（高優賃）の３つの登録制度が廃止され、一本化する形で「サービス付き高齢者向け住宅」制度が創設されたもので、高齢者の居住の安定を確保することを目的として、バリアフリー構造等を有し、介護・医療との連携による施設サービスを受けることができます。

主に自立（介護認定を受けていない方）あるいは軽度の要介護高齢者の受け入れ先として、介護保険の在宅サービスと連携を図りながらサービスの提供に努めます。

## （４）認知症高齢者支援策の推進

### ①　認知症高齢者を支える地域づくり

**事業内容**

認知症に関する正しい知識を伝え、誤解や偏見をなくすとともに、認知症の特徴や対応方法を広めるため、認知症サポーター養成講座を小・中学校やサロンなどで開催します。

また、認知症高齢者及び家族等の介護者の悩みや不安を軽減し、情報交換や交流機会を充実させるための認知症カフェは、市内では事業所が主体的に取り組みを実施していますが、実施主体への情報提供や情報交換の場を設けるなどの活動により支援していきます。

見守り体制としては、市内の事業所に対し南丹市徘徊ＳＯＳ「つながろう南丹ネット」への登録推進や、地域全体のネットワーク強化により見守り体制の充実を図ります。

**〈実績と目標〉**

| 指　　標 | 実　　績 | | | 計　　画 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 2015 年 (平成 27 年) 度 | 2016 年 (平成 28 年) 度 | 2017 年 (平成 29 年) 度 (見込み) | 2018 年 (平成 30 年) 度 | 2019 年 (平成 31 年) 度 | 2020 年 |
| 認知症サポーター数 | 535 人 | 729 人 | 550 人 | 565 人 | 580 人 | 595 人 |
| 認知症カフェ箇所数 | 1 箇所 | 3 箇所 | 5 箇所 | 6 箇所 | 6 箇所 | 6 箇所 |
| 南丹市徘徊ＳＯＳ「つながろう南丹ネット」登録数（新規） | 16 箇所 | 8 箇所 | 9 箇所 | 10 箇所 | 11 箇所 | 12 箇所 |

### ②　認知症施策の推進体制の強化

**事業内容**

平成 30 年度より配置する認知症地域支援推進員は介護サービス事業所及び地域の支援機関の連携を図るための支援や、認知症に関する相談対応等を行います。また、これらの活動を通し把握した認知症に係る地域課題について、市と連携して具体策などを検討し認知症施策の実施に取り組んでいきます。

また、平成 30 年度から市内の４事業所において認知症リンクワーカーも配置され、認知症高齢者やその家族の支援を切れ目なく行うとともに、認知症初期集中支援チームとの連携により認知症施策の強化を図ります。

## ③　認知症初期集中支援事業の推進

**事業内容**

認知症の早期診断・早期対応を目的に、認知症初期集中支援チーム（オレンジチームなんたん）を平成 29 年より立ち上げ、認知症高齢者に対する初期対応支援を実施しています。

今後も認知症高齢者に対する支援を行いつつ、医療介護等の関係機関との連携や、認知症ケアパスなどを更新・活用しながら広報活動なども合わせて行っていきます。

**〈実績と目標〉**

| 指　　標 | 実　　績 | | | 計　　画 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 2015 年（平成 27 年）度 | 2016 年（平成 28 年）度 | 2017 年（平成 29 年）度（見込み） | 2018 年（平成 30 年）度 | 2019 年（平成 31 年）度 | 2020 年 |
| 認知症初期集中支援チーム対応件数 | ― | ― | 5 件 | 10 件 | 15 件 | 20 件 |

## （５）在宅医療・介護連携の推進

### ①　在宅医療の周知・啓発

**事業内容**

高齢者が住み慣れた地域で自分らしく過ごすため、本人や家族に対し介護の方法や医療情報について分かりやすく情報提供するとともに、気軽に相談できる体制の整備を図ります。

また、介護の方法や、在宅で人生の最期を過ごすための「看取り」について、市民公開講座や出前講座を開催し、周知・啓発に努めます。

### ②　医療と介護の連携強化

**事業内容**

介護サービスを受けながら在宅で生活している高齢者が、医療機関への受診が必要になった時、スムーズに適切な医療が受けられるように、また、医療機関での入院生活から在宅生活へと戻る時、スムーズに介護サービスが受けられるように介護保険事業所と医療機関の関係者がうまく連携できる体制づくりを船井医師会や京都府の指導のもと広域的に構築します。

また、在宅で療養生活を送る要介護高齢者の生活を継続して支えていくためには、当事者に関わっている医療職と介護職の連携は必要不可欠です。

そのために平成 29 年度に船井医師会、京都府南丹保健所、京丹波町と共同で作成した「在宅医療介護連携マップ」を積極的に活用し、医療機関や介護事業所で従事する専門職同士が密に連携をとれる体制づくりを進めます。

医療・介護の専門職に対し、京都府が養成している「在宅療養コーディネーター」研修の受講を勧め、連携方法等について専門職自身が身に付けられるようにします。

各専門職の持つスキルを共有し、医療・介護が必要な方への対応の際に活用できるように、また、専門職一人ひとりが孤立し、問題を抱え込むようなことがないよう専門職同士の〝お互いの顔が見える関係づくり〟を推進し、情報交換の場の設定や、その方法について検討します。

## （６）生活支援サービスの体制整備

### ①　生活支援体制の整備

**事業内容**

急速に進む高齢化社会において、住み慣れた地域で安心して在宅生活が送れるように、地域社会に互助の精神に基づく支援体制づくりの構築を進めていきます。

介護予防につながる身近な地域でのサロン活動の充実や、地域が担うサービスの提供を創出するため、日常生活圏域ごとに配置している生活支援コーディネーターを中心に、それらを検討し協議する場として協議体の設置に取り組みます。地域でのサロンの立ち上げを中心に、地域住民の自主的な活動の支援を行います。また、地域の特性を十分に活かした「地域ぐるみの支え合い」を推進するため、今ある地域資源を継続させながら、高齢者だけでなく幅広い世代が参加し、多様な生活ニーズに対応できる必要なサービスを地域で提供できる体制を目指します。

**〈実績と目標〉**

| 指　　標 | 実　　績 | | | 計　　画 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 2015 年（平成 27 年）度 | 2016 年（平成 28 年）度 | 2017 年（平成 29 年）度（見込み） | 2018 年（平成 30 年）度 | 2019 年（平成 31 年）度 | 2020 年 |
| サロン数 | 119ヵ所 | 124ヵ所 | 130ヵ所 | 138ヵ所 | 146ヵ所 | 154ヵ所 |
| 地域福祉推進組織数 | ４組織 | ６組織 | ６組織 | ８組織 | 10 組織 | 13 組織 |

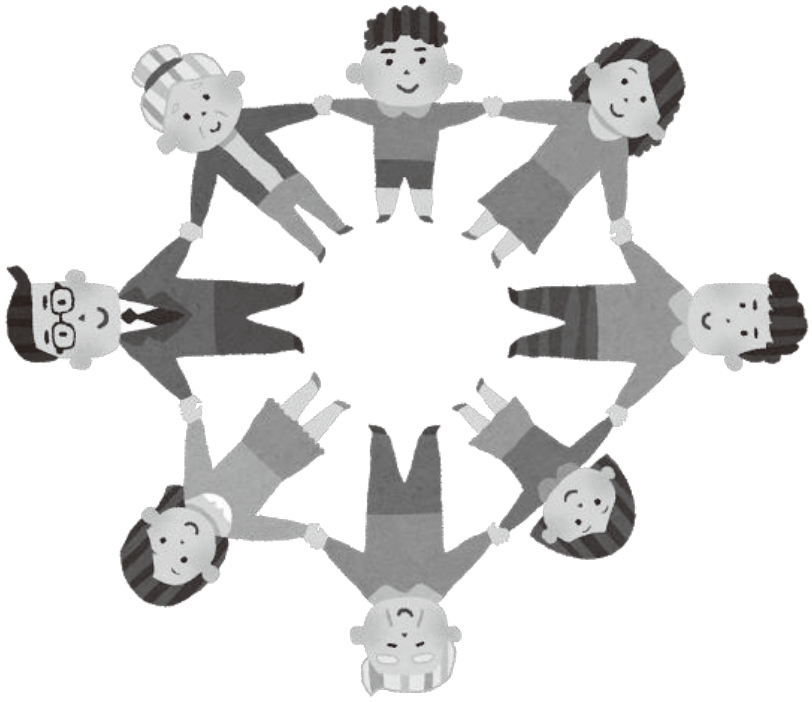

## （７）高齢者の安心・安全の確保

### ①　高齢者の安全確保

**事業内容**

高齢者の活動の機会が増加するとともに、高齢者が交通事故にあう機会が増加しているため、南丹警察署等の関係機関と連携して、一層の交通安全の高揚に努め、交通事故防止を推進します。

**〈実績〉**

| 指　　標 | 実　　績 | | |
|---|---|---|---|
| | 2015 年（平成 27 年）度 | 2016 年（平成 28 年）度 | 2017 年（平成 29 年）度（見込み） |
| 高齢者の交通事故発生件数 | 34 件 | 24 件 | 12 件 |

### ②　高齢者のための防犯・防災対策

**事業内容**

高齢者が安心して生活できる社会環境をつくるために、南丹警察署や南丹市消防団等の関係機関との連携を強化するとともに、地域住民や自治会、老人クラブ、民生児童委員協議会、社会福祉協議会等が協力し地域ぐるみで日頃から声かけを行うなど見守りネットワークの構築に努めます。

また、災害時には自主防災組織の活動や、地域の中で災害時に何らかの支援や配慮が必要な方を登録した「災害時要配慮者支援台帳」などを活用し、各関係機関・団体等との連携のもと、安否確認や避難誘導体制などの支援体制づくりを進めるとともに、避難情報の確実な伝達、避難場所の確保、防災意識の醸成など、災害時における高齢者への支援の充実を図ります。

**〈実績と目標〉**

| 指　　標 | 実　　績 | | | 計　　画 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 2015 年（平成 27 年）度 | 2016 年（平成 28 年）度 | 2017 年（平成 29 年）度（見込み） | 2018 年（平成 30 年）度 | 2019 年（平成 31 年）度 | 2020 年 |
| 高齢者の災害時要配慮者支援台帳の登録者数 | 1,641 人 | 1,524 人 | 1,582 人 | 1,629 人 | 1,677 人 | 1,727 人 |

# 2．健康で生き生きと暮らせるまちづくり

## （1）健康づくり・介護予防・重度化防止の推進

### ① 心身の健康づくり

**事業内容**

市民の健康増進を支援するため、「南丹市健康増進・食育推進計画」に基づき、「自分の健康は自分で守る」という意識を高め、市民が健康づくりと生活習慣病予防のための正しい知識等を身に付け、健康づくりに取り組めるように、各種健康診査・各種がん検診を実施します。

また、高齢者は有病率も高くなり、病気とうまく付き合っていくことが重要です。

今後ますます認知症の増加が予想される中、その原因となる生活習慣病の発症予防・重症化予防のために、健康教育等を実施します。

また、きめ細かく健康相談を行うことで、認知症の早期発見に努めます。

**〈実績と目標〉**

| 指　　標 | 実　　績 | | | 計　　画 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 2015年(平成27年)度 | 2016年(平成28年)度 | 2017年(平成29年)度(見込み) | 2018年(平成30年)度 | 2019年(平成31年)度 | 2020年 |
| 特定健診　40～64歳 | 812人 | 811人 | 810人 | 810人 | 810人 | 810人 |
| 特定健診　65～74歳 | 1,568人 | 1,648人 | 1,650人 | 1,700人 | 1,700人 | 1,700人 |
| 健やか健診　75歳以上 | 1,235人 | 1,343人 | 1,400人 | 1,500人 | 1,500人 | 1,500人 |
| 胃がん検診 | 1,837人 | 1,834人 | 1,763人 | 1,700人 | 1,700人 | 1,700人 |
| 肺がん検診 | 3,523人 | 3,623人 | 3,530人 | 3,600人 | 3,600人 | 3,600人 |
| 大腸がん検診 | 3,564人 | 3,512人 | 3,428人 | 3,500人 | 3,500人 | 3,500人 |
| 乳がん検診 | 1,483人 | 1,535人 | 1,560人 | 1,600人 | 1,600人 | 1,600人 |
| 子宮がん検診 | 2,486人 | 2,543人 | 2,500人 | 2,500人 | 2,500人 | 2,500人 |
| 健康教育 | 37回 | 40回 | 40回 | 40回 | 40回 | 40回 |
| | 692人 | 518人 | 500人 | 500人 | 500人 | 500人 |
| 健康相談 | 69回 | 97回 | 97回 | 95回 | 95回 | 95回 |
| | 816人 | 678人 | 670人 | 700人 | 700人 | 700人 |

## ② 介護予防・重度化防止の推進

**事業内容**

**１）介護予防把握事業**

収集した情報等により閉じこもり等の何らかの支援を要する人を把握し、基本チェックリストを活用し、介護予防活動へつないでいきます。

**２）介護予防普及啓発事業**

高齢者が元気で自立した生活を続けていくため、健診結果報告会、サロン活動等で、保健師・栄養士等による生活改善のアドバイスを実施します。また、市民自らが主体的に介護予防に取り組めるよう支援します。

**３）地域介護予防活動支援事業**

生きがい活動支援通所事業など、地域における住民主体の介護予防活動が活発に展開されるように、関係団体等と連携して介護予防活動の育成・支援を行います。

**４）地域リハビリテーション活動支援事業**

地域における介護予防の取り組みの機能強化を図るため、通所、訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民による通いの場等で、理学療法士などリハビリテーションの専門職による助言が得られるように関係機関との連携等により体制づくりに取り組み、介護予防の強化を図ります。

**５）介護予防ケアマネジメント**

自立保持のための身体的・精神的・社会的機能の維持向上を目標として、要支援者や事業対象者に対し、①一次アセスメント、②介護予防ケアプランの作成、③サービス提供後のアセスメント、④事業評価といったプロセスによる事業を実施していきます。

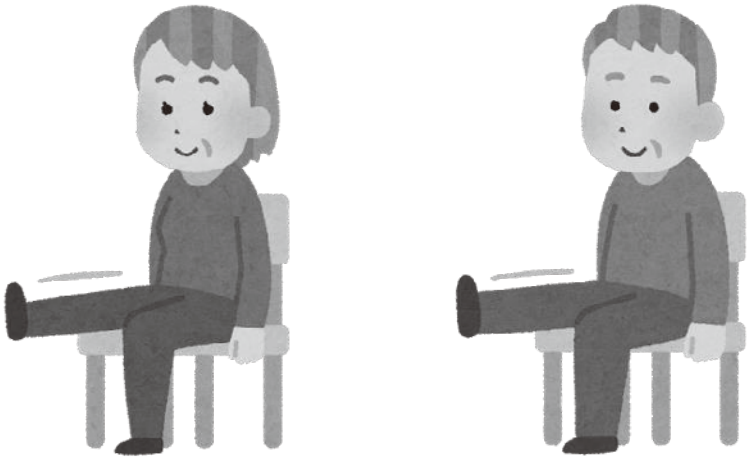

**〈実績と目標〉**

| 指　　標 | 実　　績 | | | 計　　画 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 2015 年 (平成 27 年) 度 | 2016 年 (平成 28 年) 度 | 2017 年 (平成 29 年) 度 (見込み) | 2018 年 (平成 30 年) 度 | 2019 年 (平成 31 年) 度 | 2020 年 |
| 各種運動教室 ・体力測定会 | 50 回 | 38 回 | 33 回 | 30 回 | 30 回 | 30 回 |
| | 873 人 | 668 人 | 450 人 | 450 人 | 450 人 | 450 人 |
| 後期高齢者の運動教室 | ― | ― | 104 回 | 104 回 | 104 回 | 104 回 |
| | ― | ― | 1,600 人 | 1,600 人 | 1,600 人 | 1,600 人 |
| 健康教育・相談 （結果報告会等） | 113 回 | 102 回 | 110 回 | 110 回 | 110 回 | 110 回 |
| | 2,441 人 | 2,237 人 | 2,250 人 | 2,250 人 | 2,250 人 | 2,250 人 |
| 介護予防サポーター 養成講座 | 1 回 | 1 回 | 1 回 | 1 回 | 1 回 | 1 回 |
| | 57 人 | 19 人 | 33 人 | 35 人 | 35 人 | 35 人 |
| 住民主体の体操教室 | 4 箇所 | 4 箇所 | 6 箇所 | 6 箇所 | 8 箇所 | 10 箇所 |

## （２）高齢者の社会参加などによる生きがいづくりの推進

### ①　高齢者の学習機会の提供

**事業内容**

60 歳以上の市民を対象とした生涯学習講座「さくら楽習館」を開設し、市内各地域の社会教育施設を利用しながら、充実した講座を計画、実施しています。心身ともに健康で生きがいと喜びに満ちた生活が送れるよう学習機会の提供と地域活動に参加できる仕組みづくりを推進していきます。

**〈実績と目標〉**

| 指　　標 | 実　　績 | | | 計　　画 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 2015 年 (平成 27 年) 度 | 2016 年 (平成 28 年) 度 | 2017 年 (平成 29 年) 度 (見込み) | 2018 年 (平成 30 年) 度 | 2019 年 (平成 31 年) 度 | 2020 年 |
| さくら楽習館 参加者数 | 516 人 | 373 人 | 350 人 | 385 人 | 420 人 | 460 人 |
| 講座数 | 14 講座 | 12 講座 | 12 講座 | 12 講座 | 12 講座 | 12 講座 |

## ② 高齢者の就業機会の拡大

**事業内容**

高齢者の方に就業機会を提供することにより、高齢者の社会参加を促進することを目的として設置されたシルバー人材センターに対して、運営補助金を交付します。

また、会員組織活動の強化、事務局機能の強化、生活支援サービスの拡大やそれに向けての技能講習の充実等、自主的な活動を支援し、高齢者が活躍できる場の確保につなげます。

あわせて、福祉サービス提供事業所として重要な位置を占めており、今後も市と連携しながら、サービス提供の充実を図ります。

**〈実績〉**

| 指　　標 | 実　　績 | | |
|---|---|---|---|
| | 2015 年（平成 27 年）度 | 2016 年（平成 28 年）度 | 2017 年（平成 29 年）度（見込み） |
| 会員登録数 | 665 人 | 662 人 | 665 人 |
| 事業請負件数 | 2,867 件 | 2,833 件 | 2,896 件 |

## ③ ボランティア等活動の支援

**事業内容**

社会福祉協議会が行っているボランティア事業への支援や人材育成・発掘等の支援を行いつつ、高齢者が積極的に参加できるよう情報提供を行っています。

また、社会福祉協議会より委嘱を受けたふれあい委員や民生児童委員等が中心となり地域でのサロン活動を充実させており、身近な居場所づくりとして、これらの活動を支援します。

**〈実績〉**

| 指　　標 | 実　　績 | | |
|---|---|---|---|
| | 2015 年（平成 27 年）度 | 2016 年（平成 28 年）度 | 2017 年（平成 29 年）度（見込み） |
| ボランティア団体登録数 | 113 団体 | 112 団体 | 113 団体 |

## ④　老人クラブ活動の支援

**事業内容**

老人クラブは、地域を基盤に結成された自主的な組織であり、仲間づくりを通して、自らの健康づくり、文化・スポーツ活動、社会福祉活動、寝たきり老人等への家庭訪問等のボランティア活動など、さまざまな取り組みを展開しています。

今後、超高齢者社会が進む中で、高齢者自身が地域活動の担い手としての役割を果たすことや、老人クラブが主体となって介護予防や健康増進活動の場を企画・運営することなどが期待されます。

このような老人クラブの活動に対し必要な支援を行い、高齢者の積極的な社会参加と生きがいづくりを促進します。

**〈実績と目標〉**

| 指　標 | 実　績 | | | 計　画 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 2015 年<br>(平成 27 年) 度 | 2016 年<br>(平成 28 年) 度 | 2017 年<br>(平成 29 年) 度<br>(見込み) | 2018 年<br>(平成 30 年) 度 | 2019 年<br>(平成 31 年) 度 | 2020 年 |
| 補助<br>クラブ数 | 96 クラブ | 94 クラブ | 94 クラブ | 94 クラブ | 95 クラブ | 95 クラブ |

## ⑤　高齢者福祉センターの活用

**事業内容**

健康福祉の拠点として、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための総合的施設で、60 歳以上の高齢者を対象に利用いただく施設として、現在、「こむぎ山健康学園老人福祉センター（園部町)」、「八木老人福祉センター（八木町)」、「美山高齢者コミュニティセンター（美山町)」の３箇所を設置しています。

高齢者が集い、憩い、介護予防などのより一層の推進を目指し、サークル活動への場所の提供や高齢者のニーズに応じた講座を展開する等、高齢者同士が交流を深めることができるとともに、今後は健康づくり等の介護予防に重点をおくなど、事業内容の充実に努めます。

**〈実績と目標〉**

| 指　標 | 実　績 | | | 計　画 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 2015 年<br>(平成 27 年) 度 | 2016 年<br>(平成 28 年) 度 | 2017 年<br>(平成 29 年) 度<br>(見込み) | 2018 年<br>(平成 30 年) 度 | 2019 年<br>(平成 31 年) 度 | 2020 年 |
| 老人福祉<br>センター<br>延利用者数 | 18,760 人 | 19,012 人 | 19,200 人 | 19,300 人 | 19,400 人 | 19,500 人 |

# ３．介護保険サービスを利用して安心して暮らせるまちづくり

## （１）介護給付の適正化

### ①　適正な認定調査と認定審査の実施

**事業内容**

**１）認定調査・資料内容点検**

認定調査は、その調査結果が要支援・要介護認定の基本的な資料となることから公平公正に行われる必要があります。したがって、認定調査員に対して、定められた調査方法や判定基準での認定調査・特記事項の記載を徹底するため、定期的に研修を実施し調査員としての資質向上に努めます。

また、京都府や地元医師会とも連携し、研修や情報提供を行うなど、主治医意見書の記載が適切に行われるとともに記載内容の充実が図られるよう取り組みます。

そして、認定審査会資料である認定調査結果と主治医意見書は、市職員により全て事前に確認を行い、適正な認定審査が円滑に実施されるよう取り組みます。

**２）適正な介護認定審査会の運営**

認定審査は、その審査判定結果が被保険者のサービス利用に直結し、保険給付の基準にもなるため適正に行われる必要があります。本市の介護認定審査会は４つの合議体により構成されており、認定審査はそれぞれの合議体で実施しています。審査資料については、審査会開催日の１週間前には委員に送付することで、より慎重に審査判定ができるよう努めています。また、定められた手法及び基準により審査判定がなされるよう、研修や委員相互の意見交換などの機会を設け、認定審査の平準化や適正な介護認定審査会の運営に努めています。

**〈実績と目標〉**

| 指　　標 | 実　　績 | | | 計　　画 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 2015 年 (平成 27 年) 度 | 2016 年 (平成 28 年) 度 | 2017 年 (平成 29 年) 度 (見込み) | 2018 年 (平成 30 年) 度 | 2019 年 (平成 31 年) 度 | 2020 年 |
| 認定調査（直営） | 1,810 件 | 1,844 件 | 1,880 件 | 1,910 件 | 1,950 件 | 2,000 件 |
| 認定調査（委託） | 166 件 | 229 件 | 230 件 | 220 件 | 210 件 | 190 件 |
| 事後点検件数 | 1,976 件 | 2,073 件 | 2,110 件 | 2,130 件 | 2,160 件 | 2,190 件 |
| 事後点検実施率 | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% |

## ② 介護給付適正化に向けた取り組みの推進

**事業内容**

介護保険事業を安定的に運営していくためには、利用者の自立支援に向けた適切なサービスが提供されているかを定期的に確認し、常に適正な給付が行われるようにする必要があります。

そのため、国民健康保険団体連合会に委託している「縦覧点検」や「医療情報との突合点検」を継続して実施するとともに、介護給付適正化支援システムの活用や「ケアプラン点検」などにより、利用者の心身状況に適した必要なサービスが提供されるよう取り組みます。

また、住宅改修費支給の事前申請の徹底を図り、福祉用具購入・貸与についても、利用者の身体状況や生活環境に応じた内容かを審査・点検し、適正な給付がなされるよう努めます。

**〈実績と目標〉**

| 指　　標 | 実　　績 | | | 計　　画 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 2015 年 (平成 27 年) 度 | 2016 年 (平成 28 年) 度 | 2017 年 (平成 29 年) 度 (見込み) | 2018 年 (平成 30 年) 度 | 2019 年 (平成 31 年) 度 | 2020 年 |
| ケアプランの点検 事業所数 | 0 箇所 | 0 箇所 | 0 箇所 | 3 箇所 | 3 箇所 | 3 箇所 |
| 縦覧点検回数 | 13 回 | 9 回 | 10 回 | 12 回 | 12 回 | 12 回 |
| 医療情報との突合回数 | 13 回 | 9 回 | 10 回 | 12 回 | 12 回 | 12 回 |
| 住宅改修の点検件数 | 147 件 | 152 件 | 170 件 | 170 件 | 170 件 | 170 件 |
| 福祉用具購入調査件数 | 12 件 | 11 件 | 10 件 | 15 件 | 15 件 | 15 件 |
| 福祉用具貸与調査件数 | 87 件 | 77 件 | 65 件 | 50 件 | 50 件 | 50 件 |
| 給付実績の活用回数 (市介護給付適正化支援システム) | 4 回 | 2 回 | 4 回 | 5 回 | 6 回 | 6 回 |

## （２）介護サービスの量・質の向上のための取り組み

### ①　サービス事業者への指導・助言

**事業内容**

利用者に適切なサービスが提供されサービスの質の維持・向上を図るためには、事業者に対し指定基準・運営基準等の遵守を徹底するとともに、保険者の立場から指導・助言を行うことが重要です。

そのため、京都府や関係機関と連携しながら、事業者への立ち入り調査などを実施し、事業者による不正の防止と適正なサービスを提供できる体制づくりに努めます。

また、地域密着型サービス事業所及び居宅介護支援事業所については市町村が指定・指導監督権限を有しているため、利用者に対し、適切でより良いサービスが提供されるよう事業者との連携を深め、積極的に情報提供などの支援・助言を行い、事業者への立ち入り調査も実施しながら指導・監督を行います。

**〈実績と目標〉**

| 指　　標 | 実　　績 | | | 計　　画 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 2015 年 (平成 27 年) 度 | 2016 年 (平成 28 年) 度 | 2017 年 (平成 29 年) 度 (見込み) | 2018 年 (平成 30 年) 度 | 2019 年 (平成 31 年) 度 | 2020 年 |
| 指導事業所数 | ３箇所 | ２箇所 | ３箇所 | ６箇所 | ６箇所 | ７箇所 |

## ② 介護サービスの質・量の確保

**事業内容**

**１）居宅系サービス**

在宅介護の中心となる通所介護サービスについて、第７期計画期間では日吉圏域（胡麻地域）において１事業所（定員 30 名）を整備するとともに、美山圏域において新規参入事業者の誘導に努め、サービス供給体制の強化を図ります。

また、居宅系各サービスの指定権限を有する京都府より南丹市内での事業所開設申請に係る市の意見を求められた場合は、できる限り市内全域においてバランスよく介護資源が整備できるよう調整を求めます。

**２）施設系サービス**

第７期計画期間では、介護老人福祉施設・介護老人保健施設については、広域型、地域密着型ともに本市内での新たな整備計画や増床・減床計画はありません。入所者に対するサービスの質的向上を図るため、京都府等と連携しながら引き続き事業者の取り組みを支援します。

また、介護療養型医療施設については、介護医療院への転換が平成 35 年度末まで延長されたことや、新規での事業所指定が行われないことに伴い、既存の医療機関の動向を見極めながら見込み量の確保に努めます。

**３）地域密着型サービス**

要介護者認定を受けた高齢者等が、在宅で安心して生活するためには、24 時間 365 日の在宅生活を支えるサービスの充実が重要で、なかでも小規模多機能型居宅介護事業所が果たす役割は、非常に大きいと思われます。小規模多機能型居宅介護事業所は、現在、園部圏域に２事業所、日吉圏域に１事業所が整備されています。第７期計画期間では、美山圏域（知井地区）１事業所を整備するとともに、八木圏域において新規参入事業者の誘導に努め、サービス供給体制の強化を図ります。

また、定員が 18 人以下の小規模な通所介護（デイサービス）事業所については、平成 28 年４月１日から地域密着型サービスに移行されており、その事業所指定等の権限は市に属しています。第７期計画期間中の地域密着型通所介護事業所の整備については、公募による事業者の選定は行いませんが、法人等から事業所の開設に関する相談があった場合は、その開設場所や事業実施範囲等について慎重に協議し、できる限り市内全域においてバランスよく介護資源が整備できるよう調整します。

## ③　ケアマネジャーの育成、質的向上

**事業内容**

利用者のニーズに応じた適切なケアマネジメントが行われるためには、ケアマネジャーに高い資質が求められます。

これまで地域包括支援センターを中心に連絡協議会等で事例検討や専門的な研修を行ってきましたが、市担当課に専門職（社会福祉士・ケアマネジャー・保健師等）を配置するなど人員体制の強化に努めるとともに、包括支援センター及び居宅介護支援事業所との連携も強化します。

また、今後も各種研修会への参加を促すとともに積極的に情報提供を行い、ケアマネジャーからの相談にきめ細かに対応しつつ、ケアマネジャー試験の受験に関する支援策についても検討を行い、ケアマネジャーの質的向上と支援に努めます。

**〈実績と目標〉**

| 指　　標 | 実　　績 | | | 計　　画 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 2015年（平成27年）度 | 2016年（平成28年）度 | 2017年（平成29年）度（見込み） | 2018年（平成30年）度 | 2019年（平成31年）度 | 2020年 |
| ケアマネ連絡会実施回数 | ６回 | ６回 | ６回 | ６回 | ６回 | ６回 |
| ケアマネ研修会実施回数 | ― | ― | ― | ２回 | ２回 | ２回 |

## ④　サービス利用の促進

**事業内容**

高齢者だけではなく幅広い年齢層に介護保険制度の周知を図り、保険料などの費用負担の仕組みについても市民の理解を深めるため、利用ガイドブック等を全戸配布するとともに、市の広報誌やホームページ・ＣＡＴＶ等の活用、出前講座の実施など、さまざまな面から広報活動に取り組みます。

また、ケアマネジャー等による利用者への制度説明や相談対応を支援するため、情報提供等を積極的に行い、より一層の普及啓発に努めます。

## ⑤　介護相談員の派遣によるサービスの質の向上

**事業内容**

介護相談員養成研修を受講した相談員を、希望があったサービス事業所に派遣し、利用者の話を聞くことで疑問や不満、不安の解消を図るとともに、利用者とサービス提供事業者との橋渡しを行います。

また、相談員の資質向上のために、定期的に現任研修を受講するなどして、他市町の相談員と交流することで、今後ますます相談員業務が充実するよう相談員が集まる会議などで検討を行います。

**〈実績と目標〉**

| 指　　標 | 実　　績 | | | 計　　画 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 2015 年（平成 27 年）度 | 2016 年（平成 28 年）度 | 2017 年（平成 29 年）度（見込み） | 2018 年（平成 30 年）度 | 2019 年（平成 31 年）度 | 2020 年 |
| 相談員数 | ７人 | ８人 | ８人 | ８人 | ８人 | 10 人 |
| 派遣回数 | 117 回 | 119 回 | 124 回 | 124 回 | 124 回 | 155 回 |

## ⑥　介護サービス従事者の人材確保、資質向上対策

**事業内容**

**１）介護サービス従事者の人材確保対策**

多くの介護保険事業者が、積極的に介護サービス従事者の人材確保に向けた職員募集等を行っているにもかかわらず、その現状は大変厳しく、事業を運営する上で大きな課題となっています。

本市では、介護保険事業者の人材不足の解消を目的に、「介護職員初任者研修受講者支援事業」を実施し、研修修了者が市内事業所に一定期間勤務することを条件として、研修受講費用の一部を助成しています。今後もこの制度を継続することにより市内の介護保険事業者への就職を支援します。

また、福祉を支える中核的人材の育成や、人材育成に取り組む事業所を分かりやすく紹介するため、市内の介護保険事業者等に対し京都府が実施している「きょうと福祉人材育成認証制度」への登録や、認証取得への取り組みを啓発・促進します。

あわせて、就職を促すための就職説明会や介護現場での雇用に向けた再研修の実施、再就職準備資金の貸出など、京都府や福祉人材・研修センター等と連携し、介護人材確保の取り組みを支援します。

さらに、介護ロボットを導入する介護保険事業者に対し補助金を交付し、生産性向上を通じた労働負担の軽減を図ることにより、介護従事者が継続して就労するための環境を整えます。

**２）介護サービス従事者の人材育成・資質向上対策**

市内の介護保険事業所で働く介護従事者を対象に、本人の能力や役割分担に応じたキャリアパスの道をつくるために、介護福祉士の資格取得に必要となる「介護福祉士実務者研修」、「介護技術講習会」または、「介護福祉士受験対策講座」等の受講費用に対する補助制度の創設を検討します。